

個人情報保護委員会（第9回）議事概要

- 1 日時：平成28年5月26日（木）15：40～17：00
- 2 場所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：堀部委員長、阿部委員、嶋田委員、熊澤委員、丹野委員、
手塚委員、大滝委員、宮井委員
其田事務局長、松元総務課長、山本参事官

4 議事の概要

(1) 議題1：個人情報保護法ガイドライン（安全管理措置、小規模配慮）の方向性について

事務局から、資料に基づき説明があった。

嶋田委員、熊澤委員及び大滝委員から「安全管理措置の内容については、中小規模事業者向けの特例的な対応も含めて、事業者向けに分かりやすく示す必要があり、きめ細かな周知も重要となる」という旨の発言があった。

手塚委員から「前回自分からコメントしたとおり、番号法ガイドラインをベースに検討するという方向性は良いと思う」という旨の発言があった。

丹野委員から「安全管理措置の基準を、法律によって細かく変えることは、事業者にとっても分かりにくいと思われる。個人情報保護法の安全管理措置の内容を、基本的に番号法に合わせるという方向性は、事業者にとっても分かりやすく、そのことが最終的には消費者保護にも資すると考える」という旨の発言があった。

宮井委員から「安全管理措置として守るべき基本的な内容は、事業者の規模にかかわらず共通する部分もあると思われるため、合理的な内容を検討すべきである」という旨の発言があった。

これらの発言に対し事務局から「中小規模事業者に関する特例的な対応の具体的内容は引き続き検討するとともに、ガイドラインで特例的な対応を示すだけでなく、番号法と同様に、きめ細かな周知活動を展開してまいりたい」という旨の発言があった。

阿部委員から「これまで各省庁が事業分野ごとのガイドラインで示してきた安全管理措置の内容についても、一元化するものや残すもの等の整理が必要であるが、現行の分野固有の上乗せ的内容は必要に応じて各事業の監督の範囲内で分野ごとに残すべきと考えられる」という旨の発言があった。これに対し事務局から「各省庁が上乗せ的に厳格な安全管理措置を求めてきた事業分野については引き続き当該措置を継続いただくことが適切と考えており、その場合のガイドラインの在り方についても事業者混乱が生じないように、引き続き関係省庁とよく調整してまいりたい」という旨の発言があった。

堀部委員長から「中小企業を含めて番号法の対応をしていただいている

ことが、個人情報保護法を適用する上でプラスになっている面がうかがえる」という旨の発言があった。

そのほか、各委員から「基本的な方向性については資料に記載のとおり進めることとし、引き続き安全管理措置の具体的内容について検討を進めるべきである」という旨の発言があり、事務局において、委員の意見を踏まえて更に検討することとなった。

(2) 議題2：日本私立学校振興・共済事業団における短期給付に関する事務全項目評価書について

事務局から、特定個人情報保護評価指針に定める「審査の観点」及び「審査の観点における主な考慮事項」に基づき、日本私立学校振興・共済事業団における短期給付に関する事務全項目評価書の特定個人情報保護評価指針への適合性及び妥当性について審査した結果について説明があった。

本評価書について承認され、日本私立学校振興・共済事業団に対し、評価書が承認された旨及び承認後に評価書に記載すべき委員会の審査結果等について通知することとなった。

(3) 議題3：その他

事務局から、第8回委員会において承認した東京薬業健康保険組合 適用、給付及び徴収関係事務全項目評価書を東京薬業健康保険組合が公表したことについて報告があった。

加藤委員の海外渡航について承認された。

事務局から、第5回委員会の議事概要案について説明があった。原案のとおり了承され、ホームページに掲載することとなった。

以上